

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年5月 VOL. 34

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

季節外れの猛暑が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

ベトナム等東南アジア出身の実習生は日本の夏の暑さなど平気、だと思われるかもしれませんが、彼らにとっても日本の酷暑は耐え難いレベルで、体調を壊す実習生も多いのです。どうか日本人と同様の健康管理をお願いします。

【重要】外国人技能実習機構による実地検査について

新しい技能実習制度に基づき、機構は実習実施者の企業に対し、3年1回実地検査を行うこととなっています。新制度開始から既に1年が経過し、今後は**事前予告なく**実地検査を実施する、との通達が出ておりますので、皆様には事前準備の怠りなきようご注意をお願いします。

実地検査の流れ

- (1) 基本情報の確認
別添の「実地検査調査票」の内容につき確認
- (2) 帳簿類の確認
 - ① 技能実習生の管理簿
 - ② 認定計画の履行状況に係る管理簿(参考様式第4-1号)
 - ③ 技能実習日誌(参考様式第4-2号) **毎日こまめに記入して下さい**
- (3) 労働関係法令で定められた書類の確認
 - ① 賃金台帳
 - ② タイムカード、出勤簿
 - ③ 36協定 * 時間外、休日労働を行う場合
 - ④ 変形労働時間制に関する労使協定 * 変形労働時間制を採用している場合
 - ⑤ 賃金控除に関する協定書 * 賃金から控除しているものがある場合
 - ⑥ 就業規則 * 常時使用する労働者(実習生を含む)が10名以上の場合
 - ⑦ 健康診断結果記録
- (4) 実習生の作業風景、作業現場の実地確認
- (5) 実習生との面談(20分程度) 企業の立ち合い**排除**
- (6) 実習生の宿泊施設の実地確認

ご不明の点がございましたら組合担当者にお問合せ下さい。

技能検定の受検について

新しい技能実習制度では、原則として、技能実習1号修了までに「基礎級」、2号修了までに「随時3級」、3号修了までに「随時2級」の技能検定を**必ず**受検しなければならないことになっています（次の段階に進むかどうかにかかわらず）。

技能実習生の増加、並びに技能実習3号新設による「随時3級」受検者の増加に伴い、希望した時期に受検できなくなることがあり、万一不合格となった場合に再受検が受けられなくなるリスクがあります。

組合では、1号の場合には修了の6カ月前、2号、3号の場合には修了の12カ月前までに皆様にご連絡し、受験申請の手続きを開始するようしておりますが、手続きを滞りなく進められるよう、皆様のご協力をお願いします（実習生の写真、「個人情報の取り扱いに係る合意書」の提出など）。



新人ご紹介

5月入社の子組合の新人をご紹介します。
神戸出身の松尾さんです。
少々歳はくってありますが、海外経験も長い国際派で、英語、中国語OKです。シニアパワー全開で頑張ります。
皆様の会社にも伺うことがあるかもしれませんので宜しくお願い致します。



緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸) 090-1760-1681 (松尾)
070-6520-6943 (チャン) 070-3243-3453 (ダット) 070-6572-8076 (セツ)

